



男女共同参画推進のための 東北大学宣言

東北大学男女共同参画委員会

東北大学総長 阿部 博之

「人権の世紀」といわれる21世紀は、「男女共同参画推進の世紀」でもある。1999年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」は、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けた。男女共同参画社会の実現は、国、地方公共団体及び全国民に等しく課せられた責務であり、諸学の先端的研究と次世代を構築していく国民の教育を本分とする教育・研究機関が果たすべき役割は非常に大きい。とりわけ、世界をリードする研究センター大学research-intensive universityとして人類の福祉と発展に寄与することを使命とする東北大学が、男女共同参画社会を実現するために担うべき責任は重いといわざるをえない。

周知のように、本学には、1913年に、日本で初めて女子学生に帝国大学の門戸を開いたという輝かしい歴史がある。本学は、この精神を伝統として受け継ぎ、男女共同参画を積極的に推進するため、平成13年4月に東北大学男女共同参画委員会を設置し、平成14年3月、全学的な実態調査の結果を踏まえた同委員会からの報告書「東北大学における男女共同参画推進の方針に関する提案」を評議会で承認した。

これを受けて、具体的な取り組みが開始されたところであるが、本学にはなお、人的構成上の男女格差の是正、労働環境の整備等の課題が山積している。このような現状を改善し、本学の男女共同参画を推進するとともに、社会全体における性差別の解消とジェンダー問題・人権問題の研究・教育・啓発のために、東北大学は今後、全学をあげて真摯な努力を続けなければならない。

大学における男女共同参画型の教育・研究活動の実践こそが21世紀の重要課題であることを十分に認識し、東北大学が全国の大学の前駆となるべく、率先して男女共同参画社会の実現のために積極的な取り組みを進めることを、ここに宣言し、東北大学の全構成員の共通目標として、以下のような方針を確認する。

- 1 東北大学は、総合的な知の拠点として、男女共同参画社会の実現に必要な諸分野の研究・教育を推進するため、「東北大学男女共同参画奨励賞」（通称：沢柳賞）を創設する。また、社会に開かれた大学として、国・地方公共団体や民間の諸機関との協同・連携を図り、ジェンダー学の普及、性差に由来する人権問題の解決等に対して、積極的に寄与する。
- 2 東北大学は、すべての活動領域における男女共同参画を実現するため、教職員・大学院生等の人的構成における男女格差の是正、方針決定機関への男女共同参画の推進、研究・労働環境の改善、育児・介護における性別役割分業の改善と両立支援体制の確立等、効果的かつ具体的な措置を講じる。
- 3 東北大学は、性別に由来する人権侵害や性差別を撤廃するための措置をとるとともに、男女共同参画推進のための不服申立制度と救済制度を整備する。

以上でございますが、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

実はこの東北大学宣言はすでに用意をして皆様にお配りしているものであります。本日のシンポジウムであるいは若干修正を余儀なくされるのではないかという、一抹の不安をもっていましたが、そうでなかったことを大変うれしく思います。と、同時にわたくし自身のことで恐縮でございますが、評議会あるいは部局長会議でまず、東北大学が女性の教授・助教授を増やすことを強くお願い、主張させていただいたことが正しかったということを、今日また大変うれしく思いました。ではありますけれども、本日の基調講演並びにパネル討論会のお話を伺いますと、さまざまなことをこれからさらに東北大学でやっていかなければいけません。そのためには東北大学の内部は勿論のこと、外に向けて本日のパネル討論会や基調講演会の内容をきちんとお伝えをして意識改革を大きく推進することが大変重要であるということを感じました。わたくしと東北大学男女共同参画委員会協同でこれを進めていきたいと思っておりますので、それを申し上げてわたくしの補足を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

（東北大学総長 阿部 博之）

